

# 株式会社オーシーシーに対する支援決定について

平成16年8月6日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
株式会社オーシーシー
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社みずほプロジェクト
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣の意見  
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成16年8月6日から  
平成16年9月22日まで（機構必着）
7. 一時停止要請  
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は通信用海底ケーブルシステムや陸上用通信ケーブルならびに情報通信機器の製造・販売を行っているメーカーです。深海の高水圧環境での耐久性を確保する通信ケーブル等の製造ノウハウを有する企業は世界的にも対象事業者を含めて数社しかないという強みを持っており、通信ケーブル業界（特に海底ケーブル業界）においては重要な役割を担っています。

しかし、(1)大規模な設備投資および多額の在庫調達を行ったことにより、過剰債務を抱えるに至ったこと、(2)生産コストの固定費率が高く需要および受注の波に対応できない構造となっていたこと、を主因として自力再建は困難と判断されます。

しかしながら、本事業再生計画の実施により、対象事業者の収益力は改善し、健全な財政状態となり、通信ケーブル業界での強みである技術力を活かすことで、速やかな事業再生を果たすことができるものと考えています。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437